

2006年11月7日

〒120-8510 東京都足立区中央本町1-17-1
足立区役所
区民部区民課長 亀村精一様気付
足立区長 鈴木恒年様

〒 -
東京都足立区

半沢一宣（印）

禁煙特定区域内の喫煙所の周辺における受動喫煙対策等に関する質問状

前略失礼いたします。

私は、本年10月14日付けで、足立区議会に「健康増進法第25条に違反している、禁煙特定区域内の喫煙所の撤去などを求める陳情」を提出した者です。

この陳情が審査された、今月6日の区議会区民環境委員会での亀村課長様の答弁を傍聴して感じた疑問点について御説明を乞いたく、本状により御質問申し上げます。何かと御多忙のおり誠に恐縮ですが、今月18日（土曜日）まで必着にて書面で御回答くださいますようお願い申し上げます。なお勝手ながら、家庭の事情により電話での御回答には応じかねますので、御了承願います。

1. 受動喫煙の防止（健康増進法第25条の解釈）に係る見解に対する疑問

亀村様は、上記委員会で健康増進法第25条違反について質問された際、要旨「この条文には『室内又はこれに準ずる環境において』と記されている。本件喫煙所は屋外に設置したものであるため、この条文に違反することにはならないと認識している」と答弁されました。

これを素直に解釈すると、亀村様ひいては足立区の認識は「区民等が室内又はこれに準ずる環境で受動喫煙を強要されるのは問題だが、屋外で受動喫煙を強要される分には構わない」というものであることとなります。これは、区が昨年10月1日付けで公表した文書『パブリックコメント 路上喫煙などの禁止についてご意見をお寄せください』の4ページ9～10行目に「今後は、屋内だけでなく、屋外の公共的な空間における迷惑喫煙・受動喫煙対策を講じることが求められてきます。」と記していることと、明らかに矛盾しています。

受動喫煙が他人の健康を強制的に損なう傷害的行為であることに、室内か屋外かは関係ありません。にもかかわらず、亀村様が「条文には『室内又はこれに準ずる環境において』と記されているから」云々と、まるで叱られた子供の屁理屈のような言い訳をされているようでは、区は区民等の健康保持に係る責務を自ら放棄しているとしたら、他に理解のしようがなくなってしまいます。これでは法律の解釈以前の問題です。

これらの疑問点に係る区の見解、すなわち、

屋外の喫煙所の周辺における区民等の受動喫煙の防止を怠ることについて「法が定めて

いないから（怠っても）構わない」と正当化することに、どのような合理性があると考えているのか

上記パブリックコメント文書の記述と今回の亀村様の答弁とに明白な矛盾があることについて、どのように考えているのか

の2点について、それぞれ御説明願います。

2．喫煙所設置の費用対効果、及び公費支出の正当性（原因者負担の原則との関係）などに係る認識に対する疑問

亀村様は、本件陳情の審査の冒頭での経過報告で、要旨「喫煙所の設置は、禁煙特定区域全体での路上喫煙の防止に効果があったと考えている」「仮に今後、区に何らかの支出が発生したとしても、不当な支出には当たらないと認識している」と発言されていました。

確かに、面積比だけで考えればよいのであれば、路上（歩行）喫煙に起因する受動喫煙の被害が及ぶ範囲は、減少しているかもしれません。

しかし、問題の喫煙所は、北千住駅の入口（東口）又は駅前広場（西口）と、わざわざ禁煙特定区域内で最も人通りが多い場所を選んで設置されています。禁煙特定区域に来訪する区民等の大部分は、鉄道やバスを利用して北千住駅から行き来しているはずですが、このため、人数比で考えれば、喫煙所の設置によって受動喫煙被害を免れることができる区民等は、ゼロとは言わないまでも、近隣住民を中心とした（全体からすれば）少数でしかないことは、容易に想像できます。しかも、西口ではペDESTリアンデッキに昇り降りするエレベーター乗り場の隣に設置されているため、ここを避けるのが難しい車いすの人にとっては、ここで否応無く受動喫煙を強要されてしまうという問題もあります。

一步どころか十歩くらい譲って、仮に喫煙所の設置の必要性を認めたとしましょう。しかし、その場合、喫煙所の構造は、その周辺で受動喫煙被害が生じるリスクを完全になくしたものとすることが大前提となります。すなわち、喫煙ルーム的なものとし、出入口からたばこ煙が漏れ出さないようにしたうえ、ルーム内からのたばこ煙の排気も十分な高さのある場所からでなければなりません。

そして、その設置及び維持管理に係る費用には、区民等が納めた税金（公費）を一切支出してはなりません。なぜなら、公共空間における喫煙こそが受動喫煙による健康被害の唯一最大の原因なのですから、それを防止するために公共空間の環境を始めから誰も喫煙しないのと同じ状態に維持するためのコスト＝「喫煙の社会的費用」は、原因者である喫煙者と（製造者責任を定めた、いわゆるPL法に基づき）たばこの製造・販売者とが負担すべきものだからです。万一、区が喫煙所の設置及び維持管理に公費を支出した場合、喫煙者だけでなく非喫煙者が納めた税金もこれに投入されることになり、法治社会で確立されている「原因者負担」というルールを否定することになってしまいます。

同じ理由で、喫煙所を設置するための用地も、区が区有地を無償で提供し、若しくは実勢価格に比べて著しく低廉な額で賃貸すべきではありません（喫煙者やたばこ製造・販売者の責任において確保されなければならない、また税の減免措置を講じてもなりません）。

喫煙所設置に係る区とJTとの覚書を拝見した限り（区民活動支援係・寺井係長様扱い）、確かに現時点では、喫煙所設置に係る公費の支出は、発生していないようです。しかし、

区は喫煙所設置用地に区有地を使用するなど、既に原因者負担の原則から逸脱したことを行っています。区有地の維持管理には、非喫煙者の区民が納めた税金も使われているはずだからです。

以上のことから、何が何でも喫煙所は廃止しないというのであれば、そして喫煙所周辺での受動喫煙の防止をまじめに考えるならば、喫煙所を上記した喫煙ルーム的なものに改変しなければならないのは当然です。しかし、それにはかなりの費用が必要であることと、そのような喫煙所の設置に前例がないことなどから、私にはJTがその全額の負担に応じるとはとても思えません。したがって、区がその何割かを負担せざるを得なくなってしまう事態を招くであろうことは、容易に予想できます。

それならば、理屈に合わない（原因者負担の原則を守れない）喫煙所など一思いに廃止（撤去）してしまったほうが、はるかに話の筋道がすっきりするはずですが、

しかし、今回の委員会における亀村様の発言は、たとえ将来喫煙所を喫煙ルーム化するような事態になったとしても、それに係る公費の支出に不当性はないというのが区の認識である、という意味であるように解釈できます。原因者負担という社会のルールを破ることがどうして不当でないのか、私には理解に苦しみます。

これらの疑問点に係る区の見解、すなわち、

今回の亀村様の発言からは、区の認識が「全体としては受動喫煙の問題が縮小しているのだから（現状の）喫煙所の周辺で区民等が受動喫煙被害を受けるくらいのことは構わない、やむを得ない」というものであると理解できること、ひいては区民から「区民等の受動喫煙の防止に対する区の姿勢は極めてふまじめだ」と非難されてもしかたがないと思われることについて、どのように考えているのか

区が「喫煙の社会的費用」に係る原因者負担の原則を無視するのを正当化することに、一体どのような合理性があると認識しているのか

について、それぞれ御説明願います。

以上

記事 配達記録郵便物引受番号と配達完了日および配達郵便局

第693-61-62162-6号

平成18(2006)年11月8日 足立郵便局にて配達完了